

東浦町立西部中学校 いじめ防止基本方針

(最終改定 令和7年4月9日)

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

① 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

また、けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識し、学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意する必要があります。

本校の教育目標・経営方針より、「基本的生活習慣の確立・学習指導の徹底・豊かな心の育成」の重点努力目標を設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3点をあげます。

ア いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

イ いじめの防止等に関する取組の強化

ウ 重大事態発生時の迅速な対応

② 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置付けて評価し、いじめ防止等の取組の改善を図ります。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

① 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

全職員、必要に応じてスクールカウンセラー、心の健康相談員、学校外関係者(民生・児童委員、駐在所長)が出席します。

ウ 開催時期について

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

② 主な活動について

- ア いじめの未然防止に関すること（授業改善、校内研修）
- イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること（保護者、地域との連携、警察との連携）
- エ P D C Aに関すること（日程・会議の開催時期・取組の見直し）

③ 年間計画について

別紙のように計画を立てて、具体的な取組を行います。（別紙参照）

3 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について ← 自己肯定感を育てる活動

- ア 楽しく分かる授業の展開および道德教育の充実
- イ 体験活動や交流活動の充実
- ウ 児童・生徒の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所づくり」の実践
- エ ネットの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進
- オ インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用について保護者への啓発活動
（※保護者の意識高揚について）
- カ つながりをもつ「絆づくり」の実践 など

② 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

生徒の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施します。

- ・生徒対象いじめ記名（無記名）アンケート調査 記名毎月 無記名（2・3学期の当初）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年5回（5月・6月・9月・11月・1月（3年）2月（1・2年））
- ・日常の観察 随時
- ・生徒の様子の情報交換 随時（每学年会後・毎職員会議後・毎週生徒指導部会）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・心の健康相談員の活用
- ・いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

③ いじめへの対策について

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ いじめがあると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応します。
- ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携します。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

- ア 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告します。
- イ 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校対策委員会ではじめに関する取組の検証を行います。

③ 年間計画について

学期	「いじめ不登校対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団づくりのための取組内容の検討 【4月】いじめ防止基本方針等の確認 【4月】生徒対象いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【7月】1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、および2学期以降の取組の検討	【5月】研修会（教務、現職主任） 【5月】教育相談後の情報交換とその対応 【6月】情報モラル講話
夏季 休業		適宜校外巡視
2 学 期	【9月】PTA・地域の方の声（夏季休業中の情報を含む）を発信する形で検討 【10月】学校評価の項目および内容の検討 【11月】人権週間の取組内容の検討 【12月】学校評価の実施 【12月】2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、および3学期以降の取組の検討	【9月】夏季休業中の児童・生徒の様子についての情報交換 【10月】教育相談後の情報交換とその対応 【12月】保護者へのアンケート実施・集計
3 学 期	【1月】学校評価の集計結果の検討と今後の対策相談の内容の検討 【2月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討	【1月】冬季休業中の児童・生徒の様子についての情報交換 【1、2月】教育相談後の情報交換とその対応

* 年間を通じて、毎月初めに「いじめアンケート」を実施。実施し、必要に応じて手立てをとる。

* 毎学年会後、毎職員会議後に生徒の様子の情報交換を行い、必要に応じて手立てをとる。

* 毎週生徒指導部会を開き、生徒の様子の情報交換を行い、必要に応じて手立てをとる。